

外国人技能実習制度に係る法令遵守の徹底について（要請）

令和6年2月13日

経済産業省製造産業局生活製品課長 田上 博道

今般、外国人技能実習生を受け入れていた繊維・衣服関係の事業者において、外国人技能実習生に不法就労をさせていた事業者や労働関係法令に不正又は著しく不当な行為をした事業者、認定された技能実習計画に従って技能実習を行わなかった事業者が発覚し、これらの事業者に対しては技能実習計画の認定が取り消され、公表されました。

繊維産業を所管する経済産業省としては、こうした外国人技能実習生に係る法令違反は、外国人技能実習生の人権にかかわるものであり、誠に遺憾であります。

昨年（令和5年）11月、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書が法務大臣に提出され、現在、技能実習制度に代わる育成就労制度の創設が検討されているところです。

繊維産業においては、技能実習法に基づき「繊維産業技能実習事業協議会」が2018年（平成30年）に設置され、技能実習の適正な実施及び繊維業界の信頼回復等に向け業界一丸となって取り組んできたところであり、引き続き、関係法令の遵守を徹底していく必要があります。

つきましては、貴団体傘下の外国人技能実習生を受入れている事業者において、またサプライチェーン全体において法令違反が生じないように、外国人技能実習制度を正しく理解するとともに、日本繊維産業連盟が策定した「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に基づく自主チェックを行い、関係法令の遵守の徹底、「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」をいただくよう要請します。

（参考：「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」の実施について）

<https://www.jtf-net.com/sengen.htm>

問い合わせ先 経済産業省製造産業局生活製品課（渡部）

電話：050-3094-3975

以上

令和6年2月14日

組合員各位

日本被服工業組合連合会
理事長 河合 秀文



埼玉県被服工業組合
理事長 阿部 弘一

大阪府被服工業組合
理事長 今庄 政明

岡山県アパレル工業組合
理事長 河合 秀文

広島県アパレル工業組合
理事長 佐藤 卓己

外国人技能実習制度に係る法令遵守の徹底について

背景 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会並びに各地区組合の各種事業に対しまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度経済産業省製造産業局生活製品課 田上博道課長より、外国人技能実習制度に係る法令順守の徹底について、別紙の通り要請がございました。繊維・衣服関連の技能実習生を受け入れている事業者における技能実習計画の取り消しが続いている現状に対して、外国人技能実習制度の正しい理解、日本繊維産業連盟策定の「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に基づく自主チェック、関係法令の遵守徹底などが求められています。

当連合会といたしましては、これまでも組合員の皆様方には「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」の周知及びフォローアップにおいてサプライチェーンにおける発注企業の社会的責任に触れ、自社のみならず受注企業に対しても「取組」の確実な実行を求めていただくなど、サプライチェーン全体において法令違反が発生しないよう徹底したお取り組みを要請してまいりました。

昨年（令和5年）11月には技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議の最終報告が法務大臣に提出され、現在、国会では技能実習制度に代わる育成就労制度創設の関連法案が審議されています。この様な状況下、あらためて外国人技能実習制度に係る法令遵守の徹底についてお願い申し上げます。

敬具